

二階堂デイサービスセンター
生活介護（共生型）重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称 社会福祉法人きしろ社会事業会
代表者・職・氏名 理事長 田尻 充
法人の所在地 鎌倉市坂ノ下3-1-5
電話番号 0467-22-5539 Fax番号 0467-25-3922
認可年月日 昭和43年3月7日
運営する主な他の事業所・サービス内容 軽費老人ホーム「きしろホーム」
特別養護老人ホーム「鎌倉プライエムきしろ」
特別養護老人ホーム「稲村ガ崎きしろ」
地域包括支援センター「きしろ」「鎌倉きしろ」
共生型通所介護「みちテラス」
URL: <http://www.kishiro.or.jp/>
nikaido-day@kishiro.or.jp

2 事業所の概要

事業所名 二階堂デイサービスセンター
事業所の所在地 〒248-0002 鎌倉市二階堂912
電話番号 0467-23-8851 Fax番号 0467-23-8852
事業者指定年月日 令和3年11月1日
事業者指定番号 1412101261
併設サービス 指定通所介護事業（予防）
管理者名 磯部 寛子
サービス提供地域 鎌倉市 逗子市
サービス提供日 月曜日～土曜日（祝祭日含む）9：30～16：30
（提供時間） ※年末年始（12/29～1/3）のみ休業といたします。
営業日とサービス提供日は同じ
利用定員 35名（指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービス
及び共生型通所介護の合計）
運営の方針 障害者総合支援法等及び関係法令に基づき、利用者一人
ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における
生活への継続を念頭に置いて、利用者の居宅における生活
と利用時の活動が連続したものとなるよう配慮します。
利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営
むことが出来るよう生活介護（共生型）サービスを提供し
ます。

3 事業所の職員体制

当施設では、利用者に対して生活介護（共生型）サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
- (2) サービス管理責任者 1名以上（常勤兼務）
- (3) 看護職員 1名以上（非常勤兼務）
- (4) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤兼務）
- (5) 生活支援員 5名以上（常勤兼務及び非常勤兼務）

4 設備

設備の種類	室数	備考
食堂（共同生活室）	1 箇所	
浴室	2 室	一般浴・機械浴
トイレ	4 箇所	障害者用トイレ 1 箇所
機能訓練室	1 箇所	
静養室	1 室	6 床
相談室	1 室	

5 サービスの概要

- (1) 個別支援計画等の作成
- (2) 日常生活上の支援（相談・援助）
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴
- (5) 日常生活動作に関する訓練
- (6) レクリエーション
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎

6 利用者負担金

料金・費用は1か月ごとに計算しご請求させていただきます。料金のお支払いについては、現金精算又は自動口座引き落としとなります。手続き完了までの間は、下記口座へ入金をお願いいたします。

利用料等を受領した際には、利用料とその他の利用料（個別の費用ごと）について記載した領収証を交付します。

【指定口座への振込】

スルガ銀行 鎌倉支店 普通預金 1 8 4 8 3 4 6
社会福祉法人きしろ社会事業会
理事長 田尻 充

7 損害保険加入の有無

損害補償保険加入（株）あいおいニッセイ同和損害保険

8 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 機能訓練を実施する場合には職員が付き添います。
- (2) 利用者の体調により入浴を中止する場合があります。
- (3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛ける事。
- (4) 利用者は、伝染性の皮膚疾患等に罹患した場合は、症状が完治した旨の医師の診断書を事業所に提示した上で利用を再開するものとする。
- (5) 禁止事項
 - ・他人への宗教活動、政治活動、営利活動を禁止します。利用者同士の金品のやりとりを禁止します。職員への心づけ等につきましてはご遠慮ください。
 - ・屋内での携帯電話の使用は禁止しておりませんが、ペースメーカー使用者の利用がある場合は安全のため使用を制限させていただくことがございます。
 - ・施設の敷地内は禁煙とさせていただきます。
- (6) ハラスメントの方針を整備し、事業所におけるハラスメント対策を推進する。なお、利用者が職員に対し暴言・暴力・迷惑行為等のハラスメント行為を行った場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講ずるものとする。

9 秘密保持

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面で得ることとする。
- (3) 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

10 医療

協力医療機関

医療機関の名称	鎌倉ヒロ病院
所在地	神奈川県鎌倉市材木座1-7-22 0467-24-7171
診療科	内科、外科、循環器科、泌尿器科、婦人科、胃腸科 整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科

11 相談窓口（苦情相談）

- (1) サービスに関するご相談につきましては下記の窓口で対応し、施設において

協議し、迅速かつ誠実に対応いたします。

責任者 管理者 磯部 寛子
受付担当者 サービス管理責任者：末安 恵美
連絡先 0467-23-8851
対応時間 9:00~17:30

(2) 行政機関等の受付

鎌倉市	別添 苦情相談窓口一覧表の通り
逗子市	
神奈川県	

(3) 第三者委員会

折田 忠温	電話番号 045-852-5336
平本 邦夫	電話番号 0467-24-0844
井上 政江	電話番号 046-881-6700

1.2 事故発生時の対応について

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には職員は速やかに対処します。
- (2) 利用者のご家族に連絡を行い、状況を報告します。
- (3) 医療機関等への受診及び救急搬送を行った場合には、神奈川県へ事故報告書を提出します。また、発生した事故の程度に係わらず、原因及び想定される要因等の究明を行い予防策を立てるとともに、その内容について利用者及びご家族へ説明します。

1.3 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じるものとする。

事業所において感染症の発生及びまん延を防止するために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。
- (4) 事業所は、従業者に対し年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

1.4 非常災害対策について

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等と

の連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

(2) 非常災害に備え、年2回避難訓練を行う。

(3) 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

1.5 虐待防止の推進について

利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備や必要な措置を講じます。虐待防止対策を検討する委員会の開催及び職員への研修を定期的に行います。

1.6 記録の整備及び情報の開示について

事業所は、介護及び看護におけるサービスを提供した内容について記録に残します。また、サービスが完了した後も5年間はこれを適正に保存し、利用者又はその家族の求めに応じ、その写しを交付します。なお、介護サービス提供の経過記録等の利用者の記録等につきましては、身元保証人の申し出があればいつでも閲覧することが可能です。

1.6 従業者の研修について

事業者は介護に携わる全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法に規定する政令で定める者等の資格を有する者等、その他これに類する者を除く）に対し認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 随時

説明確認欄

【説明日】

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、重要事項について書面を交付し、説明しました。

事業者

所在地 鎌倉市二階堂912

名 称 二階堂デイサービスセンター

説明者

【同意日】

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、上記のとおり説明を受け同意の上、書面の交付を受けました。

利用者

住 所

氏 名

身元保証人

住 所

氏 名

法定代理人（もしくは代理人）

住 所

氏 名

苦情相談窓口一覧（障害）

	受付時間	住所	電話番号
神奈川県庁	9:00～17:00 土日・祝祭日及び 12/29 ～1/3 除く	横浜市中区日本大通1	045(210)1111

	受付時間	住所	電話番号
神奈川県 社会福祉協議 会	9:00～17:00 土日・祝祭日及び 12/29 ～1/3 を除く	横浜市神奈川区 鶴屋町2丁目24-2	045(210)1111

保健センタ 一名	受付時間	住所	電話番号
鎌倉市	9:00～17:00 土日・祝祭日及び 12/ 29～1/3 を除く	鎌倉市御成町 18-10	0467(23) 3000
逗子市	8時30分～17:00 土日・祝祭日及び 12/ 29～1/3 を除く	逗子市逗子 5-2-16	046(873)1111